

議員提出第10号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法の改正により、議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を設けることができるようになったことに伴い、島根県議会会議規則の改正により協議等の場として定められる全員協議会等を費用弁償の支給対象に追加する。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 支給対象の追加

「招集に応じ協議等の場に出席したとき。」を支給対象として追加することとすること。

(2) 費用弁償の額

「招集に応じ協議等の場に出席したとき。」に該当して費用弁償を支給する場合は、別表第2に定める日当及び宿泊料に代え、別表第3に定める額を支給することとすること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議員提出第11号議案

島根県議会会議規則の一部を改正する規則

1 提案理由

地方自治法の改正により、議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を設けることができるようになつたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

2 規則の概要

- (1) 協議等の場として、全員協議会、各派代表者会議、委員長会議、広報委員会、世話人会及び議会運営協議会を設けることとすること。
- (2) 協議等の場を臨時に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定することとすること。
- (3) 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定めることとすること。
- (4) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。